令和７(2025)年度第１回みよし市公平委員会

議事録

日時　令和７(2025)年４月２４日（木）
開会　午後１時２５分
閉会　午後１時４５分
場所　市役所５階政策審議会室

出席者（公平委員会）

委員長	倉　橋　洋　子	委　員	真　島　聖　子
委　員	村　上　雅　則		

（事務局）

総務部部長	城　　千穂子
事務職員（総務部次長兼総務課課長）	近　藤　　晋
事務職員（総務課主幹）	森　田　悟　史
事務職員（総務課専任副主幹）	小野田　浩　司
事務職員（総務課主任主査）	一　丸　智　詩
事務職員（総務課主事）	深　田　大　登

次第

１　委員長あいさつ

２　議題

(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(2) みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について

３　その他

(1) 令和７(2025)年度みよし市公平委員会事業計画について

(2) みよし市公平委員会及び令和７(2025)年度みよし市公平委員会事務局職員について

名　前	内　　容
近藤次長	委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和７年度第１回みよし市公平委員会を開催します。 会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 それでは、はじめに倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思います。
倉橋委員長	＜委員長挨拶＞
近藤次長	議題に入る前に本日出席しております事務局の自己紹介をさせていただきます。資料８ページをご覧ください。
事務局	＜自己紹介＞
近藤次長	１年間、よろしくお願いします。 それでは、これより、議題に入りたいと思います。委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
倉橋委員長	出席委員３名ですので、地方公務員法第１１条第１項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和７年度第１回みよし市公平委員会会議を開会いたします。 これより議事に入ります。
倉橋委員長	議題１「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務職員より説明してください。
小野田副主幹	議案第１号「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明させていただきます。 資料１ページをご覧ください。 今回、この規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会の

	規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲を令和７年度の人事異動等により、変更する必要が生じたためであります。 　変更内容は、市長の事務部局について、「秘書広報課」が「市長公室」と「広報課」の２つの室と課に分割されたため、次長級の「市長公室長」の職を追加するとともに、これまでの「秘書広報課副主幹及び主任主査（秘書担当に限る。）」を「市長公室副主幹及び主任主査」に改めるものです。「秘書広報課」を「市長公室」と「広報課」の２つの室と課に分割した目的は、市長公室につきましては、重要施策及び特命事項について、機動的に対応し、部局横断的な調整機能の強化を図ることを目的に設置されました。また、広報課につきましては、ＳＮＳなどの多様な媒体を活用した情報発信に関する事業推進体制の強化を図ることを目的に設置されました。 　次に、総務課及び人事課に新たに配置された「専任副主幹」の職を追加します。専任副主幹は、公務員の定年が 60 歳から 65 歳に令和６年度から順次延長されることに伴い導入された 60 歳での役職定年後の職位で、通常のラインとしての副主幹とは別に、特定の業務を行う職とされています。 　次に、監査委員の事務局については、新たに「主幹」が配置されたため「主幹」の職を追加するものです。 　以上が今回の改正内容になります。 　資料２ページが規則の改正に係る改正文、３ページが改正に係る新旧対照表になります。 　御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。 　以上で説明とさせていただきます。
倉橋委員長	ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いします。
倉橋委員長	質疑ありませんので、ただいまより採決に移りたいと思います。 　議題１「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、御異議ございませんか。

各委員	＜異議なしの声＞
倉橋委員長	御異議ないようですので、議題１「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は、承認されたものといたします。
倉橋委員長	続きまして、議題２「みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について」、事務職員より説明してください。
小野田副主幹	資料４ページをご覧ください。 議案第２号「みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について」説明させていただきます。 みよし市教員組合から、みよし市職員団体の登録に関する条例第４条第１項に基づき、令和７年４月１日に執行委員長が勤務する学校が変更になったことに伴い、事務所の所在地の変更の届出が出されました。 変更届については、資料５ページのとおり公平委員会に提出されております。 事務所の所在地の変更につきましては、みよし市教員組合規約第１条で、「事務所を執行委員長の勤務校におく。」と規定されております。今回の届出は、令和７年度の県教職員の人事異動により、執行委員長の勤務校が「みよし市立黒笹小学校」から「みよし市立三好中学校」に変更になったことに伴うものです。 届出の内容につきましては、みよし市の教育委員会に確認をし、間違いがないことを確認しております。 今回、提出された届出を委員の皆さんにご確認いただき、ご承認がいただければ、本日登録を行い、資料６ページの案のとおり、本日付けで「みよし市教員組合」に通知させていただきたいと思います。 以上で、説明とさせていただきます。
倉橋委員長	ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いします。

倉橋委員長	質疑ありませんので、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題２「みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について」、御異議ございませんか。
各委員	＜異議なしの声＞
倉橋委員長	御異議ないようですので、議題２「みよし市教員組合事務所所在地変更における組合事務所の登録変更について」は、承認されたものといたします。
倉橋委員長	これで､本日予定していた議題につきましては全て終了しました。 続いて、事務局より、その他連絡事項についてお願いします。
小野田副主幹	資料の７ページをご覧ください。 公平委員会の令和７年度の事業計画です。令和７年４月２４日、「第１回公平委員会」の開催。 明日、４月２５日､「愛知県公平委員会連合会総会」が、高浜市で開催されます。こちらには倉橋委員長が出席していただきます。 ５月２６日に「全国公平委員会連合会東海支部総会及び事務研究会」が、静岡県富士市で開催されます。こちらも倉橋委員長が出席していただきます。 次に、市の職員組合の役員の改選に伴う、公平委員会の会議を７月上旬から８月上旬の間で開催します。 １０月に「愛知県公平委員会連合会事務研究会」が、岡崎市で開催される予定です。 次に、令和８年の２月から３月に、教員組合の役員の改選に伴う公平委員会の開催を予定しております。 以上が、現時点での令和７年度の事業計画となります。 なお、１０月に予定されています「愛知県公平委員会連合会事務研究会」につきましては、正式な通知が届きましたら、改めてご連絡させていただきます。その際、委員の皆様へ出欠の確認をさせて

	いただきたいと思いますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。 　それから、市の職員組合の役員の改選に伴う公平委員会を７月上旬から８月上旬の間で開催を予定しておりますが、市の職員組合の執行部に確認したところ、組合の総会を６月２５日に開催し、そこで役員の改選が行われ、公平委員会には７月２日頃に役員の改任届出が出される予定と聞いております。そうしますと、届出の日から３０日以内に公平委員会で登録する必要がありますので、できましたら次回の公平委員会の開催日の調整を、本日、させていただければと思います。 　こちらの都合で申し訳ありませんが、総務課は選挙管理委員会の事務局を兼ねておりまして、７月に参議院選挙が予定されている関係で、選挙後の７月のできるだけ遅い期日で調整をさせていただけると助かります。
各委員	＜日程調整＞
倉橋委員長	それでは、次回、７月２９日（火）午後１時３０分から開催することとします。
近藤次長	ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしくお願いいたします。 　本日は、お忙しいところありがとうございました。 以上